

令和3年1月29日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金及び障害厚生年金（以下、併せて「障害給付」という。）の支給を求めるとのことである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、両側感音難聴（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、障害給付の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が、後記2(2)記載の原処分をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、傷病の発生日が不詳、初診日が平成○年○月○日であると主張する当該傷病により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日（受付）、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求（予備的に事後重症による請求）として、障害給付の裁定を請求した。

(2) 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、「障害厚生年金を受給するためには、傷病の初診日が厚生年金保険の被保険者であった間であることが要件の1つとなっていますが、現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病（両側感音難聴）の初診日が平成○年○月○日（厚生年金保険の被保険者であった間）であることを認めることができないため。」と

の理由により、上記(1)記載の裁定請求を却下する旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

(3) 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨  
(略)

理由

第1 問題点

1 障害厚生年金の支給を受けるためには、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において、厚生年金保険の被保険者であって、その初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、① 当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は、② 当該初診日の属する月の前々月までの1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていること、そして、障害認定日又は裁定請求日において、その傷病による障害の状態が厚生年金保険法施行令別表第1に定める程度以上に該当することが必要とされている。そして、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金も支給されることになっている。

2 本件の場合、厚生労働大臣が前記「事実」欄第2の2(2)記載の理由により原処分を行ったことに対し、請求人は、幼少期の難聴等についての客観的根拠は存在せず、感音性難聴の素因を有していたものの、40年以上にわたり普通に職業人としての社会生活を続け、その後、その程度が進行し、平成○年○月○日のa病院（以下「a病院」という。）における診断によって、初めて難聴による障害厚生

年金の支給要件に該当するようになったとして、当該期間についていわゆる社会的治癒が認められるから、請求人の当該傷病に係る初診日（以下「本件初診日」という。）は、a病院を受診した同日であると申し立て、これを前提とした障害給付の支給を求めているのであるから、本件で検討すべき問題点は、本件初診日に係る請求人の主張に理由があると認められるかどうかということである。

## 第2 当審査会の判断

1 国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続きその効力を有するものとされ、当審査会も、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度としてそれに依拠するのが相当であると考え「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）は、「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」としている。

また、社会保険の運用上、過去の傷病が治癒した後再び悪化した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病として取り扱い、治癒が認められない場合は、過去の傷病と同一傷病が継続しているものとして取り扱われるところ、医学的には治癒に至っていないと認められる場合であっても、軽快と再度の悪化との間に、いわゆる「社会的治癒」があったと認められる場合は、再発として取り扱われることとなるが、この社会的治癒があったと認め得る状態としては、相当の期間にわたって症状がなく医療（予防的医療を除く。）を行う必要がなくなり、通常の勤務に服していたことが認められる場合とされている。

2 請求人作成名義（代理人代筆）の平成〇年〇月〇日付け病歴・就労状況等申立書には、請求人は、小学1年生の時に担任教諭から難聴の可能性を指摘され、昭

和〇年頃に知人の紹介でb病院を受診し、同病院の特殊難聴診療室に2箇月に1回通院するとともに、同病院の指示でc病院にてビタミン剤の注射を継続的に受けたが、昭和〇年〇月で通院は中止となり、その後、昭和〇年にはd病院で問診・聴力検査を受け、4年制大学を卒業して昭和〇年〇月より一般採用で〇〇事務所に就職し、右耳に耳かけ型補聴器を使用していたものの就労や日常生活に支障なく生活していたところ、昭和〇年〇月頃にはb病院の追跡調査に協力して問診・聴力検査を受け、昭和〇年に父が亡くなったことから相続税の申告のため身体障害者手帳を申請することとし、昭和〇年〇月〇日にe病院を受診し、同年〇月〇日に身体障害者手帳（4級）の交付を受け、昭和〇年にはf病院を受診したが治療法はないと言われ、聴力が悪化したように感じたため、平成〇年〇月にe病院を受診し、聴力検査の結果、右左ともに90dBであったことから、身体障害者手帳の更新申請をし、平成〇年〇月〇日には問診・聴力検査を受けて両耳に耳かけ型補聴器を使用することになり、平成〇年〇月〇日に補聴器の調整のためにg病院を受診したときに聴力の精査を受けるように勧められ、同年〇月〇日のa病院の受診を経て、同年〇月〇日にh病院（以下「h病院」という。）を受診し、問診・標準純音聴力検査後、左は人工内耳手術適応と言われ、同年〇月〇日に左人工内耳埋め込み術を受けた旨記載されている。

そして、a病院i科・B医師（以下「B医師」という。）作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同日付け診断書には、障害の原因となった傷病として当該傷病が掲げられ、傷病の発生年月日は「平成〇年〇月頃 本人の申立て（H〇年〇月〇日）」、初めて医師の診療を受けた日は「平成〇年〇月〇日（診療録で確認）」、傷病の原因又は誘因は「不詳 初診年月日（平成〇年〇月〇日）」と記載されているが、① e病院・C医師（以下「C医師」とい

う。)作成の昭和○年○月○日付け診断書には、傷病名として当該傷病が掲げられ、原因は「先後天的疾病その他」、「受傷年月日昭和○年頃 気づく」と、② C医師作成の平成○年○月○日付け身体障害者診断書・意見書(聴覚・言語等機能障害用)(以下「身体障害者診断書」という。)には、障害名は「内耳障害」、原因となった疾病・外傷名は「内耳性難聴 先天性」、疾病・外傷発生日は「小児期・場所 不明」、参考となる経過・現症は「小児期よりの難聴が青年期より進行。現在身体障害者の4級。」と、③ B医師作成の平成○年○月○日付け身体障害者診断書には、障害名は「両側高度感音難聴」、原因となった疾病・外傷名は「遺伝性難聴 先天性」、疾病・外傷発生日は「不詳」、参考となる経過・現症は「幼少期より難聴あり 進行性で○歳～右H A ○歳～両H A開始 b病院難聴外来で遺伝性難聴の可能性を指摘されていた(○歳)」と、それぞれ記載されていることが認められる。

以上のことを総合勘案するならば、請求人は、幼少期から難聴があり、それは進行性で○歳からは右耳に、○歳からは両耳に補聴器の使用を開始しており、さらに、症状が進行し、平成○年○月○日にa病院、同年○月○日にh病院を受診し、同年○月○日に左人工内耳埋め込み術が施行されたことが認められるところ、医学的にも当該傷病は、治癒することはない疾病であるから、聴覚の障害は継続していたものと考えるのが相当であって、医療機関で治療を受けることなく、就労や日常生活に支障なく生活できた一定期間があることをもって、いわゆる社会的治癒を認めることは困難であるといわざるを得ず、請求人の本件初診日に係る主張は理由がない。

3 そうすると、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。